

臨時休業等の際の学校給食用食材の取引について、課題と解決策等を示しておりますので、ご参照いただき、安定的な学校給食の提供に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

事務連絡

令和4年4月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所管学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

安定的な学校給食の提供に向けた取組の推進について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、学校において長期間の臨時休業が行われた際、臨時休業期間中の学校給食の休止に伴ってキャンセルとなった食材の取扱い、予めキャンセルに関する取決めがされていない等、学校給食用食材に係る契約に関する課題等が生じた例が見受けられました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省においては、令和3年度調査研究事業として、株式会社リベルタス・コンサルティングに委託し、今後の不測の事態も踏まえた体制づくりについての調査研究を行いました。

本調査報告書においては、学校給食用食材の取引における支障事例を踏まえ、取引における課題と解決策等を示すとともに、不要となった学校給食用食材の活用についても示しておりますので、各地方公共団体におかれては、本調査報告書を参考として、安定的な学校給食の提供に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

その際、学校給食用食材の活用については、「オミクロン株の感染拡大に伴う臨時休業等の際に生じる未利用食品の利用促進等について」（令和4年2月9日付事務連絡）も参考いただくようお願いいたします。

なお、本調査報告書については、文部科学省のホームページにおいても公表する予定にしております。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2095, 2694)

E-Mail:shoku@mext.go.jp